

# お客様相談室便り3月号 平成20年3月5日発行

## □■■法改正の流れ■■□

11月11日

勧誘目的明示の義務付け  
不実告知に係る重要事項  
の明確化  
重要事項故意の不告知を  
罰則をもって禁止



本社、各所属にて特商法の勉強会を実施  
契約書「別紙」取扱商品カタログ導入  
技術職、全ての施工で施工前後の写真撮影

4月1日

利用目的をできる限り特定  
安全管理、責任体制の確保  
従業員への啓発等



「個人情報保護方針」をホームページ掲載  
HS部門、顧客リストの出力制限  
ES部門、各書類の「本人控」廃止等

4月1日

県民の消費生活の安定及び  
向上に関する条例施行規則  
に「消費者が望まない勧誘  
行為(不招請勧誘)」を追加



<インターネット>[Compliance skill up]  
関連項目【不招請勧誘条例について】  
にて各地の条例内容を確認できます。

特定商取引法や割賦販売法の改正が予定されています。

今後、規制がますます厳しくなるなか、  
行政処分を受けた内容が改善されなければ・・・

当社は社会的信用を完全に失います。

このようなお声を1件も受ける事がないように!!

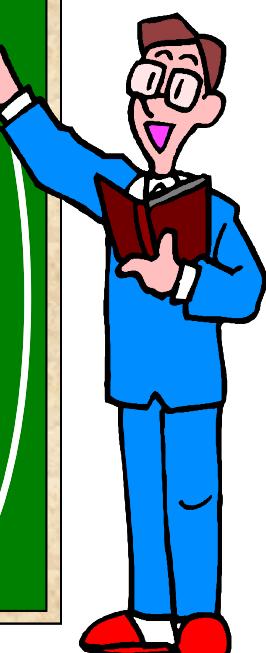
昨夜21時頃に点検案内の電話がありました。  
そんな時間に電話をしてくるなんて非常識ですよ。

電話の第一声で「株式会社」が付いていなかったし営業所名も自分の名前も言わないので本当にサニックスなのか不安でした。

「忙しいので当分結構です」とお断りしますが、しつこく電話がかかってきます。

遅い時間に連絡があったが顧客情報を持ち出して、外から電話しているのではないだろうか。情報が漏れる恐れがあるのでやめてもらいたい。

顧客満足度を高めよう



## ■■□行政処分□■■

7月7日

<HS>業務の改善指示  
業務の一部停止命令

[経済産業省より指示内容]

氏名等の明示義務  
迷惑をおぼえさせる勧誘の禁止  
判断力不足に乘じた取引の禁止  
適合性の原則に反する勧誘の禁止

11月13日

<HS・ES>建設業法に基づく  
営業停止処分

経済産業省より、「業務の改善指示・業務の一部停止命令」を受けたことが、建設業法第28条第1項・3項に違反すると認められたもの。

[該当工事]

建築一式工事(家屋補強システム・耐震パワープラス・外壁塗装・防水塗装・内装工事等)  
管工事  
塗装工事  
防水工事  
機械器具設置工事